注　1　［略］

2　「所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。」　原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録検査機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録検査機関の検査業務規程に定めるところによる料金を当該登録検査機関に納付すること。

3　「原子力規制委員会」　登録検査機関に申請する場合は登録検査機関の長宛てとすること。

4～6　［略］

備考1～4　［略］

様式第十六（第14条の17及び第14条の18関係）

整理番号（注1）		

定　期　検　査　申　請　書

所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。（注2）

年　月　日

［略］

放射性同位元素等の規制に関する法律第12条の9　第1項 第2項　の規定により定期検査を申請します。

［略］	
第14条の17第2項第2号（第14条の18において準用する場合を含む。）の書類を提出した年月日	［略］
［略］	

注　1　［略］

2　「所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。」　原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録検査機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録検査機関の検査業務規程に定めるところによる料金を当該登録検査機関に納付すること。

3　「原子力規制委員会」　登録検査機関に申請する場合は登録検査機関の長宛てとすること。

4・5　［略］

6　「第14条の17第2項第2号（第14条の18において準用する場合を含む。）の書類を提出した年月日」　第14条の17第2項ただし書（第14条の18において準用する場合を含む。）に該当する者のうち第14条の17第1項各号（第14条の18において準用する場合を含む。）に掲げる書類を添えないものは、第14条の17第2項第2号（第14条の18において準用する場合を含む。）の書類を提出した年月日を記載すること。

備考1～4　［略］

注　1　［同上］

2　「所定の金額の収入印紙をはり、消印をしないこと。」　原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録検査機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録検査機関の検査業務規程に定めるところによる料金を当該登録検査機関に納付すること。

3　「原子力規制委員会」　登録検査機関に申請する場合は登録検査機関の長あてとすること。

4～6　［同上］

備考1～4　［同上］

様式第十六（第14条の17及び第14条の18関係）

整理番号（注1）		

定　期　検　査　申　請　書

所定の金額の収入印紙をはり、消印をしないこと。（注2）

年　月　日

［同上］

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の9　第1項 第2項　の規定により定期検査を申請します。

［同上］	
第14条の17第3項第2号（第14条の18において準用する場合を含む。）の書類を提出した年月日	［同上］
［同上］	

注　1　［同上］

2　「所定の金額の収入印紙をはり、消印をしないこと。」　原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録検査機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録検査機関の検査業務規程に定めるところによる料金を当該登録検査機関に納付すること。

3　「原子力規制委員会」　登録検査機関に申請する場合は登録検査機関の長あてとすること。

4・5　［同上］

6　「第14条の17第3項第2号（第14条の18において準用する場合を含む。）の書類を提出した年月日」　第14条の17第3項ただし書（第14条の18において準用する場合を含む。）に該当する者のうち同条第1項各号（第14条の18において準用する場合を含む。）に掲げる書類を添えないものは、同条第3項第2号（第14条の18において準用する場合を含む。）の書類を提出した年月日を記載すること。

備考1～4　［同上］